

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる活動方針に基づく対応について（通達）

危機対策本部長（学長） 瀧口義浩

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る本学の活動指針（令和2年4月21日、5月7日、同18日、同29日、6月19日付発出）について、7月17日以降については、以下の通り変更することとします。

連日東京での感染者数が報道されていますが、国の専門家会合では、新規感染者や感染経路不明者について、特定の地域に限らず全国的な増加傾向がみられるとしており、感染拡大の第2波や市中感染が懸念されているところです。

本学においても、引き続き静岡県の行動制限に準拠した対応を行って参ります。皆様におかれましても4都県（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）をはじめとした感染者の多い地域や場所への移動回避・体調不良時の休養・マスク着用・手洗い・換気などの「新しい生活様式」を励行し、体調管理と感染防止を徹底してください。また学外においても、クラスター発生が多いとされる飲食店や多人数での会食を控えるなど、自衛措置にご協力くださいますようお願いいたします。

記

I 学生教育(授業、研究指導)

危機対策本部の許可を得て、教務委員会から追って通知するものとする。

II 教員・研究活動

引き続き3密を避けた形での通常の勤務体制を継続する。ただし、4都県から、或いはその地域をまたいで本学へ通勤する教員については、在宅勤務も併用する。

III 事務職員

通常の勤務体制を継続する。8月末までは会議室2などを利用して執務室の分散を図り、3密を避けることとする。

IV 会議・講演会

不要不急のものは中止や延期を検討し、できる限りメール会議、オンライン会議を有効活用する。開催する場合でも3密を避けて行う。

V 学生の入構

許可する。ただし4都県からの通学については、「新しい生活様式」に従い、できるだけWeb講義やメールを活用するなどの感染予防を講じた対応をすること。

VI 来客（見学を含む）・外出・出張

4都県及びその地域をまたいで来客・外出・出張は原則禁止とし、オンライン会議やメール等で対応する。それ以外の地域からの移動は原則許可とするが、引き続き申請の上、承認を得て実施するものとする。

① 外出・出張時の往来に際しては、「新しい生活様式」に従った行動・対応をすること。

② 必要最小限の人数で実施し、滞在時間も短時間に限るものとする。

③ 共同研究など教育・研究活動上やむを得ない業務で、短時間での対応が難しいものについては、従来の通り申請の際その旨を申し出て承認を得た時間とする。

VII 期 間

令和2年7月17日（金）以降当面の間とする。

VIII 備 考

上記通達に関わらず、今後も引続き政府や地方自治体等の「新型コロナウイルス感染症」に係る対応及び感染状況等により、学生・教職員にさらなる通達を発出することがあり得る。

<添付>

- ・7月17日以降の県境をまたぐ行動制限について（静岡県）

以上